

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年11月28日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年12月2日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7四議第356号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( ) 公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和7年9月25日(木)		
				会議時間	9時58分～11時05分		
出席委員	委員長 山下幸子						
	副委員長 寺尾真吾						
	委員 宮崎努						
	委員 西尾祐佐						
	委員 大西友亮			欠席委員			
	委員 鳥谷恵生						
その他							
執行部出席者	観光商工課長 遠近由幸						
	観光商工課 商工・雇用対策係長 永田佳久						
	上下水道課長 岡村速人						
	上下水道課 水道係長 近藤大吾						
事務局	事務局長補佐 岡村むつみ						
	総務係主幹 森下涼子						
記録							
令和7年9月定例会で付託された議案1件と所管事項に関する報告1件についての審査のため、 委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第26号議案 幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

**【説明：遠近観光商工課長】**

幡多公設卸売市場の施設を有効活用するため、長年利用実績がなく、空き室となっている施設2階の業者事務所4室と大会議室1室について、市場関係者以外の事業者に貸付けることで、施設の有効活用と、貸付け収入による市場の安定運営を図るもの。貸付料は現条例の目的外使用料の計算方法を採用し、業者事業所は、月額税抜で4万4,000円、大会議室は月額税抜で6万6,000円とした。駐車場の目的外使用料は、現行の計算方法は長期的な貸付けを想定しておらず、この計算方法を採用した場合、近隣の駐車場と比較して高額となるため、佐岡地区の民間駐車場料金に比準し、1台当たり月額3,000円と設定した。

**【質疑：宮崎委員】**

料金の説明で、1平方メートル47円とあったが、この駐車場利用料金で別表第5の1平方メートル当たり39円、10平方メートルと考えたら月額390円になるが、日額の間違いではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

月額の部分は市場関係者が使う場合の料金表になっており、目的外の料金ではない。

**【質疑：宮崎委員】**

今回改正に当たってその辺りはある程度合わせた方がよい。47円の根拠と39円の根拠の違いについて説明してほしい。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

もともとの条例がかなり前に設定されているので、その価格の根拠までは分かりかねるところがあるが、47円の方は目的外の一時許可である。本来行政財産で市場の施設は、市場関係者が使うよう行政目的で決められているが、それを外部の方が一時的に使用を希望した際の料金体系が今の47円で、一般的にずっと市場関係者が使う料金体系が利用料の方の利用体系になっているため、根本は考え方が別というか、そういう分け方になっている。

**【質疑：宮崎委員】**

今回これを見直すのであれば、条例の中で考え方方が別ですではなくて、考え方を合わせていくべきだと思うが、財政課と協議はしたか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

財政課と協議はしていないが、目的外と本来市場の関係者が使う分の料金体系は分けても構わないと思う。

**【質疑：宮崎委員】**

何の根拠でやっているのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

行政目的の部分である市場として使う分と、市場外の人が使う分の料金は分けているという考え方。全てを統一せず、市内の方が使う料金と市外の方が使う料金が分かれているというような考え方で分けていている。

**【質疑：宮崎委員】**

39円に関しては古すぎてなぜこの値段か分からぬという話であれば、ちゃんと根拠のある形の数字にすべきではないか。例えば47円というのが目的外使用としたら、39円は適正なのかどうかというところも含めて、貸すために取りあえずそこの部分だけ直そうとするのではなく、条例を見直すのであれば、まずそこを見直すべきだと思う。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

料金体系を全て直すとなると、市場関係者に貸している部分があるため市場関係者との協議の時間もかかるてくる。ご指摘のとおり、全ての料金体系を直せたら1番いいのかもしれないが、今回はそこまでの時間もなくなかなか出来ないという判断をしている。今後、使用料等の見直し予定があるので、そこで一斉にするというような方法がとれるのではないかと思う。

**【質疑：宮崎委員】**

それで放置されていたのが、西土佐の貸室の料金。3施設4施設放って置かれて、結局、西土佐村には消費税が存在しなかった。西土佐村には消費税がなくて、消費税増にかかる中村の部分の四万十

市内の施設の借地料や部屋賃料、時間 1,500 円を、中村は 1,570 円、1,650 円と上げていったが、西土佐村は 1,500 円のまま放置されていた。今、四万十市の中で同じような類似施設でも差がある。だからこういう機会があって、中の整合性というところも含めてやっていくべきだと思うので、それはまた考えていただきたい。それから、貸付け料金というのは、どこの歳入になるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

指定管理とこの貸付けの部分は分けて考えることになる。考え方としては行政財産で公用とか公共用で使う分ではなくて、一般に貸付けをするのでその部分は市の管理として、市の特別会計のほうに、歳入として入ることになる。

**【質疑：宮崎委員】**

そうなると、道の駅事業として指定管理を出している状況で、テナントの料金は、本来市の財政に入るべきだと思うが、あれは指定管理者が自分のところへ入れている。そのような中で、今回の件も、市場の組合が使えるようにしてあげたらよいのではないかと思う。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

先ほど私が述べた考え方の部分は、財務実務提要で示されているので、指定管理者に入るというのはなかなか難しいと思う。議員がおっしゃられた道の駅の分も、所管が産業建設課になるため、詳しい部分は把握できていない。

**【質疑：宮崎委員】**

所管外ということは分かる。今の組織自体がおかしいという話。これはまた来年に向けてやらせてもらうけれども、正直もう西土佐自体はもう係クラスにして、本庁の観光商工課の中の産業建設の中の一部、観光商工に関するこの係っていう形の位置付けにしていて、全てこっちで統括しないとおかしい。勝手に西土佐は西土佐でやる、中村は中村でという 1 市 2 制度の話をずっとしているが、今回の分に関しても、道の駅は指定管理者にお金が入る、市場は市にお金が入る。これだけ考えても矛盾。考え方方が違うから、所管が違うからでは回答にはならないと思う。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

道の駅のテナントの細かいところが分からぬということで、行政目的の部分で貸しているかどうかという取扱いが分からぬので、聞いてみる必要があるかもしれないが、その部分までこの条例改正の中では調べていない。

**【質疑：宮崎委員】**

今回時間がないということだが、誰かが入る予定があって時間がないのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

今入る予定の方の相談を受けているので、そちらのために条例を作っているというところはある。

**【質疑：大西委員】**

貸付けした相手に対しての駐車場の貸付けというのは 1 台当たり月額 3,000 円なのか、それとも 39 円の駐車場という貸付けになるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

3,000 円ということになる。

**【質疑：西尾委員】**

部屋代の貸付け料金の根拠について、平方メートル幾らでかけて何円というようなことが載っていないが、幾らになるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

現行の目的外使用の使用料で算出しており、現条例には載っているが、1 平方メートルが月額 550 円。

**【質疑：西尾委員】**

以前の額をそのまま使用するということか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

以前の額を根拠として使っているが、周りのテナントの貸付け料金は調べている。額的にはやはり右山や大橋通りにあるテナント料金はこれより高いが、やはりテナントをテナントとして使えるよう整備しているというところはあると思う。今回市場のほうだと、もともとそのような関係で造っていないこともありますし、古い建物もあるということで、そこは入る方に選んでもらうというか、こういうところでも構わないという点から見れば、少し額が低くても構わないのかなということで、

そのような料金を採用している。

**【質疑：西尾委員】**

その駐車場は、1台ごとに場所は決まるのか。葬祭場等が借りたりする際に、そこに駐車してしまう等といった問題が発生しないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

これも指定管理の管理組合と協議をしていくが、今協議をしている中でこの事務所用に貸し付ける所は、食堂の裏手の辺りで、普段皆さんのが使わない所を想定している。

**【質疑：西尾委員】**

枠として大体決まった所に、ということなのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

市場の運営に支障をきたしてはいけないので、導線等そういう所には置かないように、所定の所に置いていただくということになる。

**【質疑：西尾委員】**

葬祭場に貸す時に、今まで料金は発生していたのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

発生しており、それは市場指定管理者がその時間帯に貸しても支障がないということで、一時目的外利用で貸し出しているということになっている。

**【質疑：西尾委員】**

幾らで貸付けているのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

新旧対照表は変わった部分しか持っていないので、現条例を見ていただかないとわからないが、目的外の料金は1平方メートルあたり1日47円の金額。

**【質疑：西尾委員】**

使用した面積が分からぬのではないか。全ての面積で貸出しているのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

そこはあらかじめこの辺りということで面積を出して貸出すように、やりとりの中ではここに置いてくださいと、どこでもかしこでも置かないようにとの話はしている。

**【質疑：宮崎委員】**

葬祭の場合、弔問客の数によって大きく変わる。少ない時は市場の所ぐらい、多い時には本当に反対側の食堂の方までになるが、それは故人がどういう人かによって面積を決めるのか。予測は出来ないと思うが、それを協議してと言われても、どのように決めているのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

葬祭会社と指定管理者の中での話合いでやっているが、おっしゃるように想定はしにくいとは思うので、一定の中で話合い広さを決めて、大体1万円前後になるような形でということになっている。

**【質疑：宮崎委員】**

市有財産の目的外使用で、市の財政に係る歳入に関わる問題を指定管理者に一任しようというのは、どうなのか。この考え方でいけば、それは市の財産収入があるはずではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

改正前は、市場全体を指定管理者に管理していただいており、利用料金制となっている。その一時目的外の利用についても、指定管理者に入っている形になっている。

**【質疑：宮崎委員】**

これまで一時目的外使用に関しては、指定管理、道の駅と同じように指定管理者が料金を取っていたのに、今回に関しては常時入ってくるものだから市にもらうっていうのは、整合性がつかない。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

この考え方について、一時使用目的は一般的に示されているのが1年以内の一時的なものなのでその期間ということで、貸付けについてはそれ以上、複数年というような考え方になるため、この貸付けの部分については、1年以上を貸付けて、1年より超える部分を貸付けていくというような考え方になり、基本的には1年未満の場合は一時使用許可になって、超える分は貸付けというようなことで考えている。

**【質疑：宮崎委員】**

市場の組合との契約自体が、先程おっしゃったような利用料金制という考え方では、道の駅等と一

緒の形で利用料金制ということであれば、これだけ分けてということ自体少しおかしいのではないかと思う。これも利用料金制の中で条例は整備して貸し出せるようにするけども、その料金収入自体は市場の方へという形で行かないのはなぜか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

先ほど申しましたように、貸付けの部分になると市場の目的ではない部分で長期に貸し出すということになるため、その部分は指定管理から外すようにということで財務提要の中で示されており、そこは市の管理になるので、部屋を貸付ける場合は指定管理から除き、市の管理ということになる。

**【質疑：寺尾副委員長】**

今回貸付けるのが1室のことだが、何部屋あるのか確認したい。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

80平方メートルの部屋が4室と、120平方メートルの部屋が1室。現在予定しているのは1室だけだが、貸出しに当たっては公募という手法をとるので、今までいろいろ周知してきた中では希望者がなかった。恐らくそこまで手は挙がってこないと想定している。

**【質疑：寺尾副委員長】**

今後、他の3室についても貸すとなった時に、今度は駐車場をどこまで貸せるかという範囲を考えているか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

今のところ事務所用で22台分ぐらいのスペースはある。全室が埋まった時にもう少し台数が要るという場合には、やはり管理組合等の話になってくるため、貸付ける部分は市場の運営に支障がないところということが大前提になるので、そこは協議しながらやっていくというふうな形になろうかと思う。

**【質疑：寺尾副委員長】**

他の3室も借りたいと手が挙がった時に、その時々で公募という形をとるのか。何かタイミングがあったりするのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

この条例が可決したら、一度公募をかけ、その後一旦締切り、受付後、また空き部屋があれば随時募集をかけていく予定。

**【質疑：寺尾副委員長】**

今回借りるのは予定として1室、おそらく120平方メートルが大会議室だと思う。部屋が古いと思われるが、空調等は今回全て直していく予定か。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

空調は1室だけ直すように補正あげており、整備の考え方は、入ってくれる方が決まらないと、施設設備投資だけしてそのまま収入がないと困ってしまうので、そこは申込みがあった時に話合いながら、どのくらい借りてくれる予定かということも含めて、整備をしていくかと思っている。早く年度内に入るかどうかというところなので、もし2、3件あったとしても、すぐに空調が要るということでもないと思われるが、そこは整備をすることも視野に入れながら応募があった方と協議をしていきたいと思っている。

**【質疑：寺尾副委員長】**

財務提要に関する部屋を特別会計に入るか入れないかという点について、先程の説明では、1年以上長く貸付けるということになった場合にそうするということだが、その時に今のお話からしたら、駐車場は1年間借りるのか、その時々で台数が減ってくるので1年以内の貸付けということも考えられるものだと思う。そう考えた時に、葬祭会社に貸付けているときは、指定管理者の所に入ってもいいという考え方だが、駐車場と部屋を分けて考えるということも出来るのではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

現在想定している駐車場は、事務員さん等その事務所を使う関係者の方の駐車場として考えている。来客の部分については取らないようにしようかと考えており、いつも来るわけでもなく、そこまで大勢の方が来るわけでもないので、市場の運営に関係がないところに停めてもらうような運用を考えている。

**【質疑：寺尾副委員長】**

貸付けの考え方についてまだ違和感があるが、部屋と駐車場を切り分けた考え方になればもう少し理解が進むのかなと思う。駐車場の貸付け料金3,000円というのは結局、近似値が3,000円だから

3,000 円にしたということなので、他のところも含めてそのような近似値で考えていくということはある。この 47 円ではなく近似値をとる、どちらにしても安い方を取るということも考えられるという執行部の考え方でよいか。駐車場の考え方にも影響してくると思うが、駐車場の考え方はもともと根拠が日額 47 円で月額 1 万円超えてくる、これは余りにも高いので、近隣の近似値の駐車料金 3,000 円にしたということで、そのような考え方は、四万十市内の駐車場を市が貸し出すときの考え方の一つとして捉えられると思ってよいか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

一般的な考え方として、この四万十市内の社会情勢を考え、あまりに安い、あまりに高い等といった料金設定はなかなかしにくいと思うので、手法としてはあると思う。

**【質疑：宮崎委員】**

目的外使用の駐車場は 47 円で日額から計算することだが、なぜ駐車場だけ日額で計算するのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

目的外使用の駐車場料金が日額計算。

**【質疑：宮崎委員】**

部屋は違うのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

部屋は今の利用料金を準用することになっている。

**【質疑：宮崎委員】**

それはなぜなのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

部屋は月額となっている。

**【質疑：宮崎委員】**

駐車場は日額、営利部屋は月額という計算の根拠は何か。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

その根拠まではお調べ尽くせていないが、恐らく、駐車場を月で貸すというよりは、先程の葬祭会社のように少し借りるようなところが多いため日額計算で、部屋の方は目的外で使うにもということで月額になっているのではないかと思う。

**【質疑：宮崎委員】**

そうなるとさっき寺尾副委員長が言ったみたいに、駐車場の考え方と部屋の考え方を分けてといった感じになるのではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

この貸付けのところで駐車場の料金を追加しているのは、あくまでその事務所を使う方のための駐車場ということで追加している。あとはその事業に使う車、我々でいうところの公用車のための駐車場としてやっているものなので、必ず事務所を借りるときには必要な台数をということで考えている。

**【質疑：宮崎委員】**

そういうことなら、一時貸付けではなくて、550 円の単価の方を適用するべきではないか。駐車場は一時貸付けだから 47 円の単価をやる、部屋の方はずっと恒常的な貸付けになるので、1 日単位の利用料金を適用しますということになつたら、今の話では駐車場はこれに付随するものだから一時貸付けではない。一時貸付けでなかつたら、その 550 円の単価が基準になるのではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

現行の分が、駐車場と部屋の一時目的とが分かれていて、今度の貸付けの部分は一緒に使うものなので、月額というのを合わせている。駐車場も月貸し、部屋も月貸しという、一緒に使うところの部分になり、セットである。

－小休－  
－正会－

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、所管事項に係る報告として「具同地区の消火栓使用に伴う濁水について」上下水道課から報告を受けた。

**【説明：岡村上下水道課長】**

8月27日14時41分に渡川病院北側にある高知放送施設内から煙が出ているという通報を受け、消防団による放水準備のため、渡川病院横にある消火栓1基を使用したことにより、渡川2丁目、3丁目、具同田黒2丁目の一部において、16時頃から約5時間半、約210戸で水道水の濁水が発生した。19時半頃をピークに段々と濁りが解消され、配水管での排泥作業は21時半頃終了した。給水活動については、16時50分に渡川病院に許可をいただき、駐車場内に給水車給水袋を配置した。給水所では、21時まで上下水道課の職員が対応し、約50人が水を取りに来られていた。翌朝管末の各戸でチェックをし、10時15分に濁りが解消したことを防災行政無線とラインで周知を行った。

**【質疑：西尾委員】**

何が原因だったのか。

**【答弁：岡村上下水道課長】**

消防による放水はなかったが、放水準備時に消火栓をつなぎ、開放して水を先に張る作業の際、ポンプ車へ向けて水を張ったことで濁りが発生したと思われる。

※他に質疑なく終了。

●次に、その他の案件に移り、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、10月15日から10月17日の日程で、岐阜県高山市、富山県滑川市、富山県射水市で視察を行うことと決した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。